

売買契約標準約款

(総則)

第1条 受注者は、別冊の図面及び仕様書（以下「仕様書等」という。）に基づき、頭書の納入期限内に発注者に対して頭書の物件の納入を完了し、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

(契約の保証)

第2条 受注者は、この契約と同時に、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じなければならない。この場合において、第4号に掲げる措置を講じたときは、直ちに当該措置に係る保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 契約保証金の納付に代わる担保となる措置であって、この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項各号の措置に係る契約保証金（契約保証金の納付に代わる担保については、当該担保の価値）の額及び保険金額（以下「契約保証金の額等」という。）は、契約代金額の100分の 以上としなければならない。

4 受注者が第1項第3号又は第4号に掲げる措置を講じる場合は、当該措置は、第16条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる措置を講じたときは、当該措置は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる措置を講じたときは、契約保証金の納付を免除する。

6 契約代金額の変更があったときは、契約保証金の額等が変更後の契約代金額の100分の に達するまで、発注者は、契約保証金の額等の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の額等の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合には、この限りではない。

(契約の変更、中止等)

第4条 発注者は、必要があると認められるときは、受注者に通知して契約内容を変更し、又は物件の納入を一時中止させることができる。この場合において、納入期限又は契約代金額を変更する必要があると認めら

弘前市契約規則（平成18年弘前市規則第52号）第34条第1項の規定に留意し、契約保証金の額等に係る割合を定めて記入する。

弘前市契約規則第34条第1項の規定に留意し、契約保証金の額等に係る割合を定めて記入する。

れるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、発注者は、必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第5条 受注者は、天候の不良その他受注者の責めに帰することができない理由により納入期限内に物件を納入することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に納入期限の延長を請求することができる。その延長日数は、発注者と受注者とが協議してこれを定める。

(一般的損害)

第6条 物件の引渡し前に、納入物件について生じた損害は受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰する理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(契約不適合責任)

第7条 引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)である場合は、発注者は受注者に対し、代替物件の納入、物件の補修又は不足分の納入による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、請求することができない。

- 2 受注者が前項に規定する履行の追完に応じないときは、発注者は、受注者に対し、契約不適合の程度に応じた契約代金相当額の減額請求を行うことができる。

- 3 前2項の規定は、発注者がその契約不適合を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しなければ請求できない。ただし、契約不適合が受注者の故意又は重過失による場合は、この限りでない。

- 4 発注者は、前項に規定する契約不適合に係る通知をしたときは、当該通知から1年が経過する日まででなければ第1項又は第2項に規定する請求をすることができない。

- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者による損害賠償請求及び第14条第1項による解除権の行使を妨げない。

(納入の通知、検査及び引渡し)

第8条 受注者は、物件を納入しようとするときは、直ちに納品書その他の方法によりその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により納入の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会いの上、発注者が検査を行う者として定めた職員により、物件の検査を行わなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定による検査に合格したときは、遅滞なく当該物件の引渡しをしなければならない。

- 4 第2項の検査の結果、不合格物件があるときは、受注者は、直ちに取替え、補修等を行い、再検査を受けなければならない。この場合において、物件の納入及び再検査等については前3項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第9条 受注者は、前条第2項(同条第4項後段の規定により適用される場合を含む。)の規定による検査に合格し、引渡しをしたときは、契約代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に契約代金の支払をしなければならない。

(分納の請求)

第10条 発注者は、必要と認められるときは、受注者に通知して、頭書の納入期限内において当該物件の分納を請求することができる。

2 第7条の規定は、前項の分納について準用する。

(部分払)

第11条 受注者は、前条の規定により分納した場合において、その既納部分が全体の10分の3を超えたときは、その既納部分の契約代金相当額について部分払を請求することができる。

2 前項の規定による部分払の請求は、1か月に1回を超えてすることができない。ただし、頭書の納入期限の属する月においては、これをしないものとする。

3 第1項の規定による部分払の請求を伴う分納については、第8条の規定を準用する。

4 部分払の支払の期限は、第1項の規定による請求を受けた日から15日以内とする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第12条 発注者は、受注者がその責めに帰する理由により納入期限内に物件を納入することができないときは、遅延利息の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じ、契約代金額(第10条の規定による分納をしたときは、その既納部分に係る契約代金相当額を控除した金額)につき年パーセントの割合(うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算して得た金額とする。

3 発注者は、前項の遅延利息を契約代金から控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

4 受注者は、発注者の責めに帰する理由により、第9条第2項及び前条第4項の規定による契約代金の支払が遅れたときは、遅延日数に応じ、未受領金額につき年パーセントの割合(うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算して得た金額を遅延利息として発注者に請求することができる。

(検査の遅延の場合における遅延利息)

第13条 発注者は、その責めに帰する理由により、第8条第2項(同条第4項後段の規定により適用される場合を含む。)の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、第9条第2項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、当該遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第4項の遅延利息を支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 納入期限内又は納入期限経過後相当の期間内に物件を納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

「年パーセントの割合」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

「年パーセントの割合」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

- (2) 正当な理由なく、第7条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第18条第1項又は第2項の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。
- (2) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時売買契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 資材等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の任意解除権）

第15条 発注者は、前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（契約が解除された場合等の違約金）

第16条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約代金額の100分の に相当する額を違約金として、受注者から徴収する。

弘前市契約規則第3
2条第2号イの規定
に留意し、違約金に係
る割合を定めて記入

する。

- (1) 第14条の規定によりこの契約を解除したとき。
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責に帰すべき理由によって受注者の債務について履行が不可能となったとき。
 - 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
 - 3 発注者は、第1項の違約金を契約代金から控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。
 - 4 第1項の場合（第14条第2項第4号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第2条第1項第1号から第3号までの措置が講じられているときは、発注者は、契約保証金又は契約保証金の納付に代わる担保をもって第1項の違約金に充当することができる。
 - 5 第1項に定める場合（第2項の規定により第1項第2号に該当するとみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。
（発注者の損害賠償）
- 第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 納入期限内に物件の納入を完了することができないとき。
 - (2) 物件に契約不適合があるとき。
 - (3) 第14条の規定により、納入後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
 - (5) 前条第1項の違約金の額を超えた金額の損害が生じたとき。
（受注者の解除権等）
- 第18条 受注者は、発注者がこの契約に違反した場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。
 - (1) 第4条第1項の規定により契約内容を変更したため契約代金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第4条第1項の規定による物件納入中止の期間が納入期間の2分の1以上に達したとき。
 - 3 前2項に定める場合が受注者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受注者は、契約の解除をすることができない。

(受注者の損害賠償)

第19条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(解除に伴う措置)

第20条 発注者は、この契約が物件の納入完了前に解除された場合においては、物件の既納部分に対する契約代金相当額を支払わなければならない。

2 この契約が物件の納入完了後に解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については、発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して定める。

(契約保証金の還付)

第21条 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、受注者がこの契約を履行したとき又は第14条第2項第4号、第15条第1項若しくは第18条第1項若しくは第2項の規定によりこの契約を解除したときは、受注者に還付するものとする。

(その他の協議事項)

第22条 この契約書及び仕様書等に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。